

2010年度

平塚市の予算編成に対する

日本共産党議員団の重点要望

2009年11月17日

日本共産党平塚市議会議員団

平塚市委員会

平塚市長 大藏律子様

2009年11月17日

日本共産党平塚市委員会

委 員 長 田中幸雄

くらし福祉相談室長 高山和義

日本共産党平塚市議会議員団

団 長 渡辺敏光

松本敏子

2010年(H22年)度

平塚市予算編成に対する要望書

今、市民生活の危機はますます深刻になっています。

失業率、有効求人倍率は全国的にも過去最悪の水準を記録しています。

この平塚管内の有効求人倍率は神奈川県平均よりも下回っており、多くの市民が職を失ない、その日の食事、また住む場所にも不自由するという実態です。

市内の中小零細企業の経営危機と倒産も深刻な状態がつづいています。

ある建設業者は3月以降、仕事がまったくなくなり、生活もできなくなり、廃業するしかないとその準備に入っています。これは一部の建設業者だけではなく、他の業種の多くの業者が同じような状況に陥っています。

本市の2010年財政見通しは、市民税が09年以上に減少するとしています。これは市民と中小零細業者のくらしと営業がより厳しくなるということです。

昨年秋の金融危機の非常事態は、この平塚で今も続いている。そのことを認識し、平塚市として、市民のくらし、雇用、福祉、生活保障、

中小零細業者の営業を守る等必要な施策を、新年度予算に取り入れていくことを、強く求めるものです。

また政権が交代する中で、国政問題で、市民のくらしを守るために必要な施策については、その推進を積極的に国に意見表明することも求めるものです。

その立場で2010年度(H22年度)の以下の内容の予算要望を行います。

『重点要望』

1. 公共料金の値上げの凍結

国からのかつてない負担増に市民生活は大変脅かされています。このような時に平塚市の公共料金及び使用料の値上げはぜひ避けること。

2. 高齢者・障がい者の暮らしを守る施策の充実

高齢者への施策

(1) 介護保険の保険料減免制度の充実。

介護保険料は、税金控除額の変更や定率減税の廃止により、18年3月まで2段階（年額27,000円）だった人が4段階にされ、21年度からは激変緩和措置もなくなり、年額49,680円が特別徴収で年金から差し引かれる。今までの減免基準では不十分となっており、減免の範囲は、特別な資産保持者を除き「どの段階でも所得に対し生活保護基準120%」まで拡大すること。

(2) 介護保険利用料の自己負担額にたいする助成制度の創設を。

(3) 施設の増設・充実を

実態をしっかりと受け止め、県・市の積極的な支援と法人との協力により、施設入所を希望する人に応えられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に推進すること。

尚、特別養護老人ホームの新規建設は、個室・ユニット型に限定せず、低所得者が入所しやすい従来型も含めて整備すること。

(4) 実態に即した介護サービスを

「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービス（生活支援）等の、在宅サービスの一律打ち切りはやめ、真に本人の自立を促す施策を。

(5) 介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難の原因となっている介護報酬のあり方は、介護労働者の賃金が適正な水準を確保できるよう、保険料の水準に留意しつつ引き上げなどを行い、人材確保のための措置を講じるよう強く国に要望すること。

(6) 介護保険制度の「見直し」に際しては、被保険者の負担増とならないようにするとともに、高齢者の生活や人権侵害につながる「介護とりあげ」を行わないよう国に強く要望すること。

(7) 後期高齢者医療制度の廃止を

市は、国に後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を。また、広域連合には資格証発行の中止を求める意見書を上げること。

(8) 高齢者ふれあいバス事業は、75歳以上から70歳以上への見直しをすること。また、大神地区から市民病院へのシャトルバスは時間や本数などの使い勝手が悪いという意見がある。コミュニティバス計画も含め、改めて市民の意見を聞き、市民が使いやすいバス政策を進めること。

障がい者への施策

- (1) 自立支援法の応益負担をなくすよう、国に意見書を上げること。
- (2) 重度障がい者医療費助成制度の一部負担金は、県の動向にかかわらず、助成を継続すること。
- (3) 在宅生活者が自立できるよう、グループホーム・ケアホームへの移行を推進し、訓練の場を確保すること。
- (4) 身体機能を補助する補装具の利用において、呼吸、排泄、入浴など、生命維持に不可欠な補装具については無料にすること。これは国の対応を待たず、応益負担が廃止されるまで市で負担すること。
- (5) 地域作業所に対し、補助金の維持を。また、法内への移行に際しては、施設の内情を十分理解し、支援策を明確に打ち出すこと。また、移行できない施設に対しても十分話し合い、支援を行うこと。
- (6) 人工透析者の医療費一部負担金の助成を今後も継続すること。
- (7) 障がい者の雇用については、目標値を明確にし、市および関係機関はさらに推進するとともに、事業者にも促進させること。
- (8) 精神障がい者が緊急一時的に宿泊できる制度を充実させること。

3. 子育て支援の整備・推進

- (1) 保育園の待機児童は、まだ増加傾向にあり、保育所の新增設で待機児童の解消と定員保育を。
- (2) 病後児保育・一時保育の拡充、休日保育の増設などの子育て支援を市立保育園が率先して実施を。
- (3) 子育て支援センターを身近な場所に拡充すること。アドバイザーの研修を充実させより高度な質の習得と人的確保を。
- (4) 障がい児・軽度発達障がい児等が入園する幼稚園に対し、助成の拡充を。
- (5) 小児に対するインフルエンザ予防注射に助成を。
- (6) 学童保育に通う子供たちの安全のため、民間借家の学童保育の耐震診断・補強工事の助成を個人の一般木造住宅と同様にすること。
- (7) 妊婦健診は、どこの病院に行っても無料とすること。
- (8) 安全性が確保された3人乗り自転車は、高額である上に短期間しか使用しないため、購入に対して大変負担となっている。子育て中の人も、安全で気軽に移動ができるよう支援するためにも、市としてレンタルを開始すること。

4. 国民健康保険事業の改善を

- (1) 国民健康保険税の減免制度の充実、市民の立場にたった納付相談や分納で加入者全員に保険証発行を。資格証明書・短期被保険者証の発行は安易に行わないこと。
- (2) 18歳以下の子供のいる世帯に資格証を発行しないこと。
- (3) 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを十分確保し、国保税の値上げを行わないこと。
- (4) 「税制改悪」による市民税増に基づく国民健康保険税の負担増軽減を図るため、各種の減免制度を周知徹底すること。

5. 保健・医療・福祉施策の拡充を

- (1) 「特定健診」項目に、結核等の発見に有用な胸部レントゲン検査を含め、健診の拡充を図ること。
- (2) がん検診の受診率を高めるため、費用負担額を引き下げるここと。
- (3) 新型インフルエンザ対策への啓発事業の推進、医療体制の構築、必要器材を確保し、罹患者の拡大防止に努めること。
- (4) 細菌性髄膜炎を予防する肺炎球菌ワクチン・Hibワクチンの接種に公費助成を行うこと。
- (5) 市民病院について
 - ①市民病院は、高度医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一般会計からの繰入金の削減を行わないこと。
 - ②市民病院は直営とし、独立行政法人化等は行わないこと。
 - ③医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること。
- (6) 生活保護について
 - ①廃止された老齢加算を復活するよう国に求めること。
 - ②その日の食事にも事欠く生活困窮者に対しては、速やかな保護の決定とそれまでの生活費の貸付け等をおこなうこと。
社会福祉協議会との連携を言うが、実態はそうなっていない。社会福祉協議会にそういう位置づけもされていない。具体的にどういう連携をしていくのか、明確にすること。
- (7) 低所得者・生活困窮者に対する施策
 - ①市民税滞納世帯に対し、減免制度の活用や分納など個々の事情にあった収納相談を行うこと。
 - ②要介護認定を受けている高齢者に対して介護保険課と連携し、障害者控除が受けられることを周知徹底すること。
 - ③派遣切り・正規切りなどにより職を失い、住居や食事に困る方は今も増えている。相談者に対し、一つの窓口で相談でき、そこですべて対応できる「生活総合相談窓口」を設けること。
 - ④派遣切りや失業などで、住む家を失った方への緊急援助として、使用していない市営住宅を使用させること。
- (8) 多重債務に苦しむ市民からの相談は、公的機関に相談した後、2週間以内の自死割合が多いことからも、解決を確認するまで責任を持つこと。
- (9) 来年度から市営住宅の管理を指定管理者に委託するが、事業者に対し、滞納者に配慮した対応を指導すること。
- (10) ホームレスの自立支援制度の強化・拡充を行うとともに、実態を把握し支援策を講ずること。
- (11) 下水道使用料の減免制度の対象を、県水道料金の減免措置に準じ民間社会福祉施設・民間医療施設に拡充すること。(地域作業所からNPO法人に変わると、同じ事業にも関わらず減免がなくなるため)

6. 教育・文化・スポーツの充実を

- (1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を。
憲法の理念と自治基本条例による子供たちの社会へのかかわりについて、学校で子どもたちが学ぶ場や、保護者を含め市民が学ぶ機会をさらに推進すること。

- (2) 30人以下学級の実現を国・県に働きかけ、子供たちにゆきとどいた教育を。
- (3) 安全で豊かな学校給食の充実を
 - ①小学校給食自校方式と中学校給食の実施について、共同調理場の建て替え問題や地震災害時の活用も考え、「給食調理場のあり方」の中で検討テーマに位置付け、検討すること。
 - ②地域でとれた安心・安全な食材を、最大限取り入れる工夫を。
 - ③「給食の提供」だけの狭い食育教育ではなく、栄養士の積極的な指導活動の保障を。
(学校栄養士の拡充を)
- (4) 「全国学力テスト」は今後抽出制になったが、国では希望もとのういう。平塚市としてはその場合、希望するという意思表示はしないこと。
- (5) 個に応じた授業の推進のため、さらなるサン・サンスタッフの拡充を。
- (6) 不登校になっている児童生徒の原因を充分把握し、支援教育の推進事業を促進すること。
- (7) 高校進学を控えた中学生や、高校生が親の失業やリストラ、金銭的な問題で、進学の断念、学校中退をしなくてすむよう、高校進学の奨学金の定員枠を撤廃し、高校入学後の奨学金制度を設けること。
- (8) 図書館に指定管理者制度を導入しないこと。
- (9) 平塚市中央公民館大ホールの貸し出しと浅間緑地公園の駐車場の貸し出しを同時にできるよう府内の機構改革を。
- (10)市民センターの利用者に対し、市民活動で利用する場合、一定時間（3時間まで）は周辺の駐車場の利用を無料とすること。

7. 中小企業・商店街支援策の推進

- (1) 市内中小零細業者の深刻な経営状況の中で、仕事確保と市民サービスを充実させる点から、市内業者を使った場合の「住宅リフォーム助成制度」と「耐震補強工事助成」の充実をはかること。
- (2) 小規模工事業者への随意契約制度
各課の発注する130万円以下の工事は、随意契約登録業者に極力発注するよう指導すること。
- (3) 違法駐車の取締りは当然である。しかし、平塚駅近辺の商店では、客が遠のき商売に影響が出ている。その対策として、道路上のパーキングの利用料を大幅に下げ、短時間の買い物客などには払い戻しをすること。また、商店の荷物の積み下ろしに対しては、取り締まり人が柔軟に対応するよう指導することを警察に要望すること。
- (4) 畜産農家の生産意欲を高める支援策を積極的に推進すること。飼料高騰への支援を強化すること。
- (5) 地産地消促進の行動計画を作成し、市民に明示するとともに、その実行には全市民が総力を挙げて取り組むこと。

8. 安心・安全、環境配慮のまちづくりの推進

- (1) ごみ対策
 - ①ごみ減量50%の実現のための推進策を明確にすること。

- ②製造者責任を国に対し要求するとともに、製造者に自社容器包装を回収し、リサイクルに努めるよう協力を求め、公的事業所からの容器排出を大幅に削減すること。
 - ③事業者・市民・市で「ごみ減量のシンポ」を開くなど、「処理できないものは造らない・買わない・使わない」運動を進めること。
 - ④家庭ごみの有料化計画は進めないこと。
 - ⑤ごみ焼却場建設について全市民に説明会を開催し、周知と具体的なごみ減量の推進の協働を依頼すること。
- (2) 猫の不妊および去勢手術への補助制度は、のら猫を減らす有効な施策であり、さらに補助件数を拡充すること。
- (3) スズメバチ駆除については市の責任で行うこと。
- (4) 太陽光発電システム設置費補助の拡充を。

9. 平和憲法を暮らしに生かし、市民にやさしい行財政の確立を。

- (1) 「非核平和宣言都市」として、憲法を守り、広く市民と平和啓発活動の推進を。
- (2) 「日の丸・君が代」強制は行わないこと。
- (3) 平塚空襲の体験・被ばく体験者の声をまとめ、市民につなげていくこと。
- (4) 姉妹都市と連携し、世界から核兵器廃絶のメッセージをアピールすること。
- (5) 市立保育園の民営化は、父母・関係者の合意なくして進めないこと。
- (6) 平塚市下水道の使用料体系区分は、他の自治体に合わせ見直すこと。
- (7) 市の現業職員の削減や安易な民間委託を行わないこと。
- (8) 市の臨時職員の時給は、県内の自治体の状況を勘案し早急に改善すること。